

不動産鑑定士・税理士・弁護士・一級建築士による専門チーム
タウンエステート協同組合

税理士・会計事務所が知っておきたい
**事業用新築建物
における
固定資産税等の
適正化業務**

～地方税法343条10項を用いた究極の対応策～

講師

高野 陽照 氏

タウンエステート協同組合
営業本部 部長

早稲田大学、(株)リクルート、プルデンシャル生命保険(株)を経て現職。
当事業には10年前から従事。



最新情報

サブリース方式導入により、賃貸マンションにも適用が可能となりました！

東京会場

オンラインLIVE

3/18(火) 17:00-18:00

資産税ビジョン
会員募集中！

会場 ビジョンセンター浜松町

定員 会場:先着30名 オンライン:無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

受講料
(税込)

一般

東京会場

オンラインLIVE

10,000円

会員

無料

資産税ビジョン会員

見逃し
視聴

会員の方は見逃し視聴できます
(3営業日後12:00から6ヶ月間)
当該セミナーページからお申込の上、
オンラインでご視聴ください。

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

99.9%の人が知らない！地方税法343条10項とは

家屋の付帯設備であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業用に供する取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（特定付帯設備）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、第一項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

講座内容

1. 「地方税法343条10項を用いた究極の対応策について」

- ① 建物の固定資産税は、建物が老朽化してもなぜ安くないのか。
- ② 建物の躯体と設備を分離して申告納税方式にすることで、なぜ固定資産税が安くなるのか。
- ③ どんな建物にこのスキームを使えば、効果が大きいのか。

2. 事業用新築建物の固定資産税適正化スキームの補足説明及び質疑応答

- ① この固定資産税適正化スキームを使えば、なぜコストカットが可能になるのか。
- ② 最近の建築資材高騰の影響を受ける施工主にとって、この適正化スキームが役に立つ。

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線 「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線 「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751

HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com/>

3/18(火)「事業用新築建物における固定資産税等の適正化業務」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 会場受講 (10,000円) ☐ オンラインLIVE (10,000円)

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 資産税ビジョン 会員 ☐ 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail